

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進		

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

**【政策評価指標達成状況から】 判定不能**  
 ・指標名: 自然エネルギー等導入量(原油換算kl) 達成度 …  
 ・政策評価指標を新たに設定(初期値H17)したところであり、この点からの判断はできない。

**【県民満足度(政策)の推移から】 概ね有効**  
 ・第5回(H17)県民満足度調査の結果によれば、政策満足度は50(やや不満)となっている。この背景としては、地球温暖化問題に対する社会的関心が高まる中で、県の政策対応の一段の強化を期待しているものと考えられる。  
 ・また、この分野の施策に対する重視度が高い(80)ことに関連しては、県の普及啓発事業が一定の役割を有しているものとする。

**【社会経済情勢を示すデータの推移から】 概ね有効**  
 ・県内における自然エネルギー等の導入に向けた取組は、少しづつではあるが着実に数値を積み上げている状況にある。県では市町村の関連設備導入に向けた構想(ビジョン)策定や国の支援制度(補助等)活用について様々な助言を行っているほか、県民の取組を促す普及啓発事業を実施しており、こうした施策対応が一定の役割を担っているものとする。(小中学校の太陽光発電設備設置件数 H16: 33 H17: 37 太陽光発電売電件数 H16: 3,486 H17: 4,490 対前年伸び率 H16 H17: 29% (東北6県平均25%) )

**【総括】**  
 ・地球環境の保全にとって、地球温暖化対策が重要な課題となっており、現在の生活水準を維持しつつこれを中長期的に解決する唯一の方策である自然エネルギー等の導入促進施策は必要不可欠と言える。  
 ・この分野の施策に対する県民の重視度や社会経済情勢を示すデータの推移からは、従来から進めてきたこの分野での施策に一定の有効性が認められるものとする。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	新エネルギー導入促進事業	6		
2		[再掲] 地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業	7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

**【国, 市町村, 民間団体との役割分担】 適切**  
 ・(国)自然(新)エネルギーの導入促進に関連する政策については、現代の社会経済構造の基本に関わる課題であるほか、地球温暖化対策とも密接な関連を有するため、その政策の中核は国が担っている(財源(石油関連諸税)、導入支援制度等)。国は、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法(平成9年6月施行)、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成15年4月施行)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成11年4月施行)などの関連法令を整備する一方、総合資源エネルギー調査会での検討を通じて、国全体での新エネルギー導入を平成22年度に一次エネルギー総供給の3%程度とする目標を掲げるなど、この政策を着実に進めるための環境整備に努めている。  
 ・(県)県は、こうした国の動向や役割分担等を踏まえ、地域として積極的、効果的に自然(新)エネルギー等の導入促進に取組むため地域(県)レベルでの自然エネルギー等導入の将来の見通し、導入目標、重点事業を整理、提示する(仮称)宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進基本計画の策定作業や、自然エネルギー等の導入促進に向けた普及啓発活動、市町村の関連施策への助言等を行っているものである。  
 ・(市町村)それぞれの市町村が地域の特性に応じた自然エネルギー等導入促進を模索しており、県はこの施策の一環としてそうした検討過程での様々な助言を行っている。  
 ・(民間団体)宮城県地球温暖化防止活動推進センターに指定している民間団体「財団法人みやぎ・環境とくらしネットワーク」も自主的に県内の太陽光発電設備設置者と連携して学習会やホームページでの事例紹介など、その普及拡大に向けた活動を行っている。  
 ・以上のとおり国、県、市町村等が相互の連携を保ちつつ、それぞれの役割に相応しい取組を進めていることから適切と判断した。

**【施策目的を踏まえた事業か】 適切**  
 ・自然エネルギー等の導入促進は、化石燃料の消費に起因する二酸化炭素排出量の増大を抑制するものである。

**【事業間で重複や矛盾がないか】 適切**  
 ・重複する事業、矛盾点はない。

**【社会経済情勢に適応した事業か】 適切**  
 ・京都議定書の発効が現実味を帯び、地球環境問題への関心の高まりや、中国などの経済発展を背景とした国際的なエネルギー需給バランスの変化、原油価格の高騰によって自然エネルギー等への期待が大きく膨らむ中で、自然エネルギー等の導入促進に取組むことは社会経済情勢に適応したものとする。

**【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切**  
 ・かい離度は依然高い水準(30)にあり、引続き事業の積極的な推進が必要な状況にある。

**【総括】**  
 ・県の役割、施策目的、事業体系、社会経済情勢及び施策重視から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。

施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進
------	---	-----	--------------

**B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号**

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p><b>【施策満足度から】課題有</b>                  ・施策満足度は50点、満足度60点以上の回答者割合が30.3%であり「課題有」と判断される。</p> <p><b>【政策評価指標達成状況から】判定不能</b> 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋                  ・平成17年度に政策評価指標を新たに設定したところであり、この点からの事業群の有効性判断はできない。                  ・これを補完する太陽光発電設備導入量等に関わる指標値については、以下の社会経済情勢等の項目に記載のとおり。</p> <p><b>【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効</b>                  ・県内の太陽光発電からの売電件数は順調な伸び(H16: 3,486 H17: 4,490)を見せており、また、その伸び率についても東北6県の平均(前年比25%)よりも高く(同29%)になっている。</p> <p><b>【業績指標推移から】概ね有効</b>                  ・平成17年度は、自然エネルギー等の導入促進に向けた目標と施策の大綱を示す基本計画を策定したほか、県有施設での率先導入の一環として宮城大学と宮城野高校に太陽光発電設備(各30kW)を設置。また、前年度に比べ一部イベント来場者数は減少したものの、県庁前に太陽光発電設備を展示したり、地域での環境学習会の実施、省エネラベルキャンペーンなど新たな工夫を凝らした普及啓発活動を展開している。(自然エネルギー等啓発イベント H16: 1回 H17: 2回、省エネラベルキャンペーン参加店舗 H17: 41店舗)</p> <p><b>【成果指標推移から】概ね有効</b>                  ・県内での太陽光発電導入関連の数値の向上、小中学校への導入例の広がり(H16: 33 H17: 37)及びバイオディーゼル燃料製造事業者の増加(H16: 1 H17: 7)が見られる。</p> <p><b>【総括】</b>                  ・施策満足度から直接事業群の有効性を判断することは難しいが、県の当該施策に対する更なる期待を読み取るべきと考える。                  ・また、社会経済情勢、業績指標及び成果指標の推移からは、県民・事業者・行政の関心の高まりや、行動促進に一定の効果を果たしているものと考えられる。</p>
--

**B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号**

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p><b>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】判定不能</b>                  ・政策評価指標は、初期値(H17)であるため達成度に対する判断はできない。</p> <p><b>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的</b>                  ・平成17年度に取組んだこの分野における基本計画の策定は、県内における自然エネルギー等の導入促進に効率的に取組むための指針を与えるものであり、その他の普及啓発関連事業に関しても、全体として業績、成果指標及び社会経済情勢の数値を着実に積み上げている。(小中学校の太陽光発電設備設置件数 H16: 33 H17: 37 太陽光発電売電件数 H16: 3,486 H17: 4,490)</p> <p><b>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】概ね効率的</b>                  ・年度ごとの事業内容(段階)の相違(進展)などからその事業費について前年度からの効率性指標推移による評価を行うことは難しい面があるが、県事業の内容は普及啓発関連の取組が中心でその事業費も限られる中、平成17年度は県民、事業者等の協力の下に、新しいイベントや学習会などを増やして企画実施しており、こうした取組が成果指標及び社会経済情勢の向上に寄与しているものと考えられる。                  ・なお、平成16年度の事業費は省エネルギービジョンの策定(約500万円)を行ったことなどにより、平成17年度に比べて大きくなっている。</p> <p><b>【総括】</b>                  ・事業費を抑制する中で、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものと考えられる。</p>
--

**B 施策評価(総括):規則 § 6**

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<p>・B-1 施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。</p> <p>・B-2 事業費等の制約から事業効果は限定的にならざるを得ないが、社会経済情勢関連データや業績、成果指標の推移から、現在の事業群には一定の有効性が認められるものと考えられる。</p> <p>・B-3 自然エネルギー等の導入促進には中長期的かつ地道な施策対応が必要である一方、県民の目に見える形での成果を早期に望もうとした場合、過度の財政的負担(県民負担)を強いられることとなる。事業費を抑制する中で、事業内容に工夫を凝らし、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値を拡大(向上)しつつあることは効率性の改善に結びつくものと考えられる。</p> <p>・B-1~3の各項目を総合的に判断し、「概ね適切」と判断した。</p>
---





政策評価指標分析カード(整理番号1)

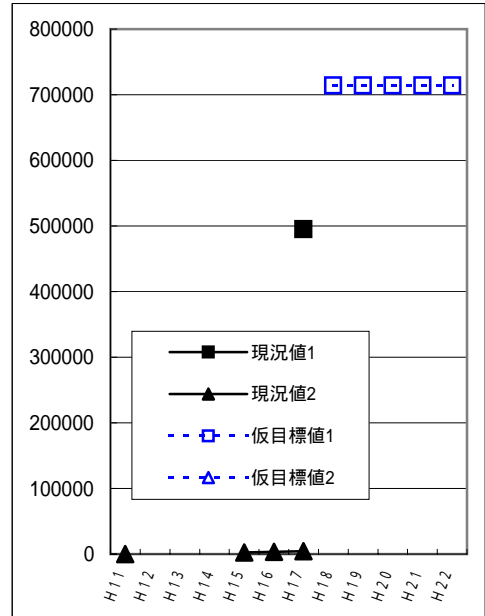
政策整理番号 8

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
自然エネルギー等導入量(原油換算kl)		kl						
目標値	難易度	H17	H22 714,000					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H17							H17
現況値 (達成度判定値)	495,000 (太陽光売電 件数4,490)							495,000 (太陽光売電 件数4,490)
仮目標値								
達成度								...

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・京都議定書の目標達成に向けて、国内はもとより世界的な取組が始まっており、県では、特に地域から地球温暖化対策を進めるため、「省エネルギー」と二酸化炭素を出さない「自然エネルギー等」の導入を積極的に進めることとしている。  
 ・自然エネルギー等のほとんどは、利用に際して二酸化炭素を排出せず、従来の利用方法等と比較して、エネルギーの利用効率が高い。  
 ・平成17年9月に自然エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき「自然エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を策定し、その目標値と連動している。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移	H16	H15	H14			
施策重視度(中央値、点)A	80	施策重視度 A	80	80	80			
施策満足度(中央値、点)B	50	施策満足度 B	50	50	50			
かい離 A-B	30	かい離 A-B	30	30	30			
満足度60点以上の回答者割合(%)	30.3	満足度60点以上の回答者割合	30.2	32.7	31.1			

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: 判定不能  
 ・政策評価の結果や平成17年度に県の自然エネルギー等の導入に関する基本的計画を新たに策定したことともない政策評価指標も新たに設定(初期値H17)したところであり、この点からの政策の評価は次年度以降となる。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】  
 ・従来の一人当たり温室効果ガス年間排出量に比べ、施策の成果をより直接的に表現できる自然エネルギー等の導入量を評価指標とする改善を行っている。



# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 8

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	環境生活部資源循環推進課
政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	2	施策名	新エネルギー等の導入促進		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性  
・該当なし

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性  
・該当なし

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

[方向性の理由]

・地球温暖化問題は、京都議定書の発効(H17.2)を受けて、近年の環境政策上の重要なテーマとなっており、その原因とされる二酸化炭素の排出削減に向けては、化石燃料の消費に依存した社会構造の変革が必要であり、これを究極的に解決する方策は自然エネルギー等の導入や省エネルギー促進がその中核となる。

・一方、この分野での実効性ある成果は一朝一夕に得られるものではなく、その推進に向けた不断の取組が望まれる。

・具体的な成果を創出するためには多額の経済(社会)的負担を要するこの分野において、現在の県の施策、事業に関する予算は極めて限られた規模ではあるが、県民の過度の負担を招くことなく施策目的を実現するためにも、普及啓発や地域での様々な取組を促す施策、事業を着実に進める必要がある。

[次年度の方向性]

・平成17年度は、宮城県における今後の自然エネルギー等の導入促進に向けた基本計画を策定しており、平成18年度にはこれを具体化する各種事業の調査・検討(エネルギーの地産地消や県施設でのESCO事業等)を行うこととしており、次年度はその結果に基づく事業展開を積極的に推進する予定。

### 主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	新エネルギー導入促進事業 (自然エネルギー等・省エネルギー促進事業)	2,799	維持	平成17年度に自然エネルギー等の導入促進に関する基本計画を策定しており、計画目標の実現に向け、地域における自然エネルギー等の利活用促進に向けた実践例の創出や県有施設へのESCO事業適用の検討を進める。また、この分野での施策展開の環境整備に向けた県民、事業者、行政への普及、広報活動も継続的に実施する。
1	主	〃 (太陽光発電普及促進事業)	1,804	廃止	みやぎ版住宅普及と連携しての太陽光発電設備設置支援は平成17年度で終了。 太陽光発電については、県民が自らの住宅等で取組める自然エネルギー等の利活用の有効な手法であり、その取組を促す様々な情報提供を上記促進事業の一環として拡充していく。
1		[再掲] 地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業	1,283	維持	平成15年度実施した基礎調査や賦存量調査、16年度の導入可能性調査の結果等を参考に、効率的なバイオマス資源の利活用を提案するとともに、具体的な事業化に向けた検討を行っていく必要がある。
		合計	5,886		